

# 一般事業主行動計画

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うと共に、職場と家庭生活が両立支援できるように、次のように行動計画を策定する。

1 『計画期間』 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間

2 『内容』

**目標 1** 職員の勤務状況を見直し、計画的な業務遂行により所定外労働時間の削減に努め、負担軽減を図る。

**対策**

- ・平成 27 年 4 月から職員の「ノー残業 day」に対する意識を高め、全職員が月 1 回以上実施
- ・計画期間内に実施率 50%以上を目指す

**目標 2** 制度の周知徹底を図り、制度の活用を広めると共に、育児休業後も働きやすい環境づくりを行う。

**対策**

- ・制度内容等についてデスクネットや「職員だより」などを活用してわかりやすく周知する
- ・職員向けの研修を行い、制度の理解を深める。
- ・復職前の職員研修の実施